

昭和三十六年法律第八十一号**技術研究組合法**

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 事業（第六条）
- 第三章 組員（第七条—第十二条）
- 第四章 設立（第十三条—第十五条）
- 第五章 管理（第十六条—第五十七条）
- 第六章 解散及び清算（第五十八条—第六十条）
- 第七章 組織変更、合併及び新設分割
 - 第一節 組織変更
 - 第一款 株式会社への組織変更（第六十一条—第八十条）
 - 第二款 合同会社への組織変更（第八十一条—第八十八条）
 - 第二節 合併
 - 第一款 吸収合併（第八十九条—第九十九条）
 - 第二款 新設合併（第一百条—第一百八条）
 - 第三節 新設分割
 - 第一款 組合を設立する新設分割（第一百九条—第一百七条）
 - 第二款 株式会社を設立する新設分割（第一百八条—第一百三十五条）
 - 第三款 合同会社を設立する新設分割（第一百三十六条—第一百四十三条）
- 第八章 登記
 - 第一節 総則（第一百四十四条）
 - 第二節 組合の登記（第一百四十五条—第一百五十五条）
 - 第三節 削除
 - 第四節 登記の嘱託（第一百五十九条）
 - 第五節 登記の手續等（第一百六十条—第一百七十二条）
- 第九章 雑則（第一百七十三条—第一百七十九条）
- 第十章 罰則（第一百八十条—第一百九十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るため、これに関する試験研究を協同して行うために必要な組織等について定めることを目的とする。

（人格及び住所）

第二条 技術研究組合（以下「組合」という。）は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

第三条 組合は、次の要件を備えなければならない。

- 一 組員が産業活動において利用される技術に関する試験研究（以下単に「試験研究」という。）を協

二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求（議決権及び選挙権）

第八条 組合員は、各々一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十七条第一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第十六条第五項第三号を除き、以下同じ。）により行うことができる。

4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

（費用の賦課）

第九条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。ただし、定款で定めるところにより、将来賦課されるべき費用の納付に充ててことを約して組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

（使用料及び手数料）

第十条 組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（自由脱退）

- 十一 会議に関する規定
 十二 会計に関する規定
 十三 残余財産の処分に関する規定
 十四 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 組合の定款には、前二項の事項のほか、組合の存続期間又は解散の原因を定めたときは、その期間又はその原因を記載し、又は記録しなければならない。
- 4 第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載し、又は記録しなければならない。
- 5 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
- 一 官報に掲載する方法
 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
- 6 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 7 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
- 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日
- 8 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「技術研究組合法第十六条

- 10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。
- 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
- 12 第三項の規定にかかわらず、役員は、定款で定めるところにより、総会において選任することができる。
(役員の変更の届出)
- 第二十二条** 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。
(組合と役員との関係)
- 第二十三条** 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。
(役員の資格等)
- 第二十四条** 次に掲げる者は、役員となることができない。
- 一 法人
 - 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者
 - 三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
(役員の任期)
- 第二十五条** 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。
- 2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。
 - 3 設立

(理事会の議事録)

第三十条 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 3 組合は、理事会の日（前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつておりときは、この限りでない。
- 5 組合員は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
 - 二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 6 組合の債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、前項各号に掲げる請求をすることができる。
- 7 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該組合に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。
- 8 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八

一 理事 次に掲げる行為

- イ 第三十八条第一項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 虚偽の登記
- ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
(役員の連帯責任)

第三十六条 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
(補償契約)

第三十六条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

- 一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
 - 二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
 - ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- 2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
- 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
 - 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十四条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
 - 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(会計帳簿等の作成等)

第三十九条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

3 組合員は、総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(役員の改選)

第四十条 組合員は、総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一

(総会招集の手続)

第四十七条 総会の招集は、総会の日(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第四十八条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の決議事項)

第四十九条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更

四 費用の賦課及び徴収の方法

五 その他定款で定める事項

2 前項第二

2 組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第五十九条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(会社法等の準用)

第六十条 会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の解散及び清算について、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十六条まで（第三十条第四項を除く。）、第三十八条（第十項を除く。）、第四十五条第二項から第四項まで、第四十六条並びに第五十二条並びに同法第三百五十七條第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定は組合の清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更をする組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(債権者の異議)

第六十四条 組織変更をする組合の債権者は、当該組合に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

- 一 組織変更をする旨
- 二 組織変更をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの
- 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(

(組織変更時発行株式の引受け)

第七十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

- 一 申込者 組織変更をする組合の割り当てた組織変更時発行株式の数
 - 二 前条の契約により組織変更時発行株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた組織変更時発行株式の数
- (組織変更時発行株式の引受人の出資の履行)

第七十二条 組織変更時発行株式の引受人（第六十七条第三号の財産（次項において「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、第六十八条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

- 2 組織変更時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第六十七条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。
- 3 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この条、次条及び第七十五条の二において「出資の履行」という。）をする債務と組織変更をする組合に対する債権とを相殺することができない。
- 4 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社に対抗することができない。
- 5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

(組織変更時発行株式の株主となる時期)

第七十三条 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株

4 前三項の規定は、第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

(組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第七十九条 組織変更後株式会社は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第六十三条第一項の書面又は電磁的記録及び第六十四条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(組織変更の無効の訴え)

第八十条 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十条の規定は第六十七条の規定による組織変更時発行株式の発行を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十一条

(株式会社への組織変更に関する規定の準用)

第八十七条 第六十三条、第六十四条、第七十六条及び第七十九条の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十三条第二項第一号中「第六十一条第二項」とあるのは、「第八十一条第二項」と読み替えるものとする。

(組織変更の無効の訴え)

第八十八条 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 合併

第一款 吸収合併

(吸収合併)

第八十九条 組合は、吸収合併（組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下同じ。）をすることができる。

2 組合は、前項の吸収合併をするには、吸収合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、吸収合併契約の要領を示してしなければならない。

(吸収合併契約)

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併存続組合の債権者の異議)

第九十五条 吸収合併存続組合の債権者は、当該吸収合併存続組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併消滅組合の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 吸収合併存続組合及び吸収合併消滅組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併の認可)

</

- 2 前項の「新設合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。
- 一 第百条第二項の総会の日の十日前の日
 - 二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 3 新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 第一項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- (債権者の異議)

第百三条 新設合併消滅組合の債権者は、当該新設合併消滅組合に対し、新設合併について異議を述べることができる。

- 2 新設合併消滅組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。
- 一 新設合併をする旨
 - 二 他の新設合併消滅組合及び新設合併設立組合の名称及び主たる事務所の所在地
 - 三 新設合併消滅組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの
 - 四 債権者が一定の期間内に異議を述べるることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅組合は、当該

(新設分割計画)

第一百十條 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設分割設立組合の事業、名称及び主たる事務所の所在地
- 二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立組合の定款で定める事項
- 三 新設分割をする組合の組合員であつて、新設分割設立組合の組合員となる者の氏名又は名称
- 四 新設分割設立組合が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- 五 新設分割後における、新設分割をする組合の組合員の権利に関する事項
- 六 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(新設分割計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百十一條 新設分割をする組合は、新設分割計画備置開始日から新設分割設立組合の成立の日までの間、新設分割計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の「新設分割計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

- 一 第一百九条第二項の総会の日の十日前の日
 - 二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 3 新設分割をする組合の組合員及び債権者は、当該組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 第一項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧

(新設分割手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第百十六条 新設分割設立組合は、その成立の日から六月間、第百十一条第一項の書面又は電磁的記録及び第百十二条の規定による手続の経過その他の新設分割に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設分割設立組合の組合員及び債権者は、当該新設分割設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設分割設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設分割の無効の訴え)

第百十七条 会社法第八百二十八条第一項（第十号に係る部分に限る。）及び第二項（第十号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第十号に係る部分に限る。）、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八百四十五条並びに第八百四十六条の規定（監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は、新設分割の無効の訴えについて準用する。

第二款 株式会社を設立する新設分割

(新設分割)

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(新設分割時発行株式の申込み等)

第二百二十三条 新設分割をする組合は、新設分割時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 新設分割設立株式会社の商号
 - 二 前条各号に掲げる事項
 - 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
 - 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 2 新設分割時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を新設分割をする組合に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする新設分割時発行株式の数
- 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、主務省令で定めるところにより、新設分割をする組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 4 新設分割をする組合は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 5 新設分割をする組合が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
- (新設分割時発行株式の割当て)

第二百二十四条 新設分割をする組合は、申込者の中から新設分割時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる新設分割時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、当該組合は、当該申込者に割り当てる新設分割時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも

(出資の履行を仮装した場合の新設分割時発行株式の引受人の責任等についての会社法の準用)

第百三十条の二 会社法第二百九条第二項及び第三項、第二百十三條の二並びに第二百十三條の三の規定は、新設分割時発行株式について準用する。この場合において、同法第二百十三條の二第一項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは「技術研究組合法第二百二十七条第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは「技術研究組合法第二百二十七条第二項」と、同法第二百十三條の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）」とあるのは「技術研究組合法第一百八条第二項に規定する新設分割をする組合の理事」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設分割の認可)

第百三十一条 新設分割は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、新設分割計画の内容を記載した書面及び新設分割設立株式会社の成立すべき日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 新設分割をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。
- 二 第百十九条第一項第八号の資本金及び資本準備金の額が、第百二十一条の規定により適正に計上されていること。
- 三 第百二十条第一項の規定による株式の割当てが適正に行われていること。
- 四 新設分割により、新設分割をする組合の組合員であつて第百十九条第一項第六号の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

(新設分割設立合同会社の社員の出資の価額)

第百三十八条 前条第二号ハの新設分割設立合同会社の社員の出資の価額は、新設分割をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。

(資本金として計上すべき額等)

第百三十九条 新設分割設立合同会社の資産及び負債の価額は、第四百三十三条において準用する第百十一条第一項の新設分割計画備置開始日における新設分割をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

2 新設分割設立合同会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。

3 前二項に定めるもののほか、新設分割に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(新設分割の認可)

第百四十条 新設分割は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、新設分割計画の内容を記載した書面及び新設分割設立合同会社の成立すべき日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 新設分割をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。

二 第百三十七条第五号の資本金の額が、前条の規定により適正に計

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四百四十八条 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第四百四十九条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(解散の登記)

第四百五十条 第五十八条第一項第一号又は第四号の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第四百五十一条 清算が結了したときは、第六十条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(組織変更の登記)

第四百五十二条 組合が第六十一条第二項に規定する組織変更又は第八十一条第二項に規定する組織変更（以下この章において「組織変更」と総称する。）をしたときは、組織変更の効力を生じた日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更をした組合については解散の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九百十一条の登記を、組織変更後合同会社については同法第九百十四条の登記をしなければならない。

(吸収合併の登記)

第四百五十三条

(設立の登記の申請)

第百六十一条 組合の設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第百六十二条 組合の事務所の新設若しくは移転又は第百四十五条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同項各号に掲げる事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第百六十三条 第百五十条の規定による組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第百六十四条 組合の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十条において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(吸収合併による変更の登記の申請)

第百六十五条 組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、第百四十五条第二項各号に掲げる事項の変更を証する書面のほか、第九十二条第二項及び第九十五条第二項の規定による公告及び催告（第九十二条第三項又は第九十五条第三項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと

（新設分割設立株式会社の登記の申請）

第百七十条 新設分割設立株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 新設分割計画書
- 二 定款
- 三 組合の総会の議事録
- 四 新設分割設立株式会社の設立に際して取締役（新設分割設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあっては、取締役及び監査役）となる者が就任を承諾したことを証する書面
- 五 新設分割設立株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面
- 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 七 資本金の額が第二百二十一条の規定に従って計上されたことを証する書面
- 八 組合の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に組合の主たる事務所がある場合を除く。
- 九 第百三十四条において準用する第百十二条第二項の規定による公告及び催告（第百三十四条において準用する第百十二条第三項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 十 第二百二十二条の規定により新設分割に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面
 - イ 株式の引受けの申込みを証する書面
 - ロ 金銭を出資の目的とするときは、第二百七条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面
 - ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面
 - （１） 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
 - （２） 第百三十条において準用する会社法第二百七条第九項

八 新設分割設立合同会社の業務を執行する社員（前号に規定する社員を除く。）が法人であるときは、前号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。

- 2 商業登記法第八十四条第一項、第八十七条第二項及び第八十八条の規定は、第百五十五条の会社法第九百十四条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九章 雑則

（不服の申出）

第百七十三条 組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると思料する組合員は、その事由を添えて、文書をもってその旨を主務大臣に申し出ることができる。

- 2 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置をとらなければならない。

（検査の請求）

第百七十四条 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。

- 2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第百七十五条 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

(預合いの罪)

第百八十六条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第百十八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員が、第六十七条又は第百二十二条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(過料)

第百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条第八項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第十六条第八項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百八十八条 次に掲げる場合には、組合の役員、組織変更後株式会社若しくは新設分割設立株式会社の取締役若しくは執行役（会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百十七条のその職務を代行する者を含む。）又は組織変更後合同会社若しくは新設分割設立合同会社の業務を執行する社員（同条のその職務を代行する者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第六十一条第二項から第四項まで、第八十一条第二項から第四項まで、第百十八条第二項から第四項まで又は第百三十六条第二項から第四項までの規定に違反して、第六十一条第二項若しくは第八十一条第二項に規定する組織変更又は第百十八条第二項若しくは第百三十六条第二項に規定する新設分割の手續をしたとき。
- 二 第六十三条（第八十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第八十七条において準用する場合を含む。）、第百三十四条において

二十四 第七百七十五条第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十五 第七百七十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十条 第四条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第九十一条 次の場合には、組合の役員は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十八条第二項又は第二十条の規定に違反したとき。
- 二 第五十七条の規定に違反したとき。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三十八年七月九日法律第一二六号) 抄

この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和五五年六月九日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一六日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第四十五条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十六条 第五条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合法（以下「旧鉱工業組合法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。
（処分等の効力）

第五十三条 旧協同組合法、旧輸出入法、旧輸出水産業法、旧団体法、旧鉱工業組合法又は旧商店街組合法の規定によってした処分、手続その他の行為は、それぞれ新協同組合法、新輸出入法、新輸出水産業法、新団体法、新鉱工業組合法又は新商店街組合法の相当規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十五条 附則第二条から第五十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）

第五十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年四月三〇日法律第二九号） 抄

（施行期日）

百四十三条、第四百四十九条、第五百二十二条、第五百四十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第四百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日
（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年一二月一日法律第七号）

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律

法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第百十一条、第百十八条及び第百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第五十一条第二項第一号の改正規定、同法第百五十五条第一項の改正規定（「（以下この条）の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定（「従たる事務所」の所在地における登記（第三百十二条―第三百十四条）を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定（「第四十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（「（第三項を除く。）、第十八条」を削る部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二條及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正

改正規定（「第二十七条」を「第十九条の三」に、「、印鑑の提出、」を「）、第二十一条から第二十七条まで（」に改める部分、「、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「、同法第四百六十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第八十三条第一項において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第四百五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三条第一項において準用する商業登記法第四百五条」と）を加える部分を除く。）及び同法第三百十六号第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（「（第三項を除く。）」を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（「、同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と）を削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七号から第六十九号までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（「第十七条（第三項ヲ除ク）」を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協